

犯罪被害者等支援における連携と協力に関する協定を締結します

令和4年4月1日に施行された前橋市犯罪被害者等支援条例について、公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんまとより強固に連携協力して、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び早期回復と、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現させるため、以下のとおり協定を締結いたしますのでお知らせいたします。

- 1 協定締結先 公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま
- 2 時間・場所 3月28日（金）9時30分～ 前橋市役所4階 庁議室
- 3 協定施行日 4月1日（火）
- 4 主な出席者 公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま
理事長 小磯 正康（こいそ まさやす）氏
前橋市長 小川 晶
- 5 主な協力事項 ・犯罪被害者等支援に係る連携協力
・途切れない支援の提供体制の強化

本件に関するお問い合わせ先

共生社会推進課 人権・男女共同参画係

電話 内線 / 6024

外線 / 027-898-6517